

湖西市国民健康保険税の税率改定について

湖西市 保険年金課 国保年金係

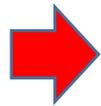
目次

目次

- 1 第1回運営協議会における説明内容
- 2 改定にかかる条件
- 3 改定案（A・B案）
- 4 モデルケースによる試算①
- 5 モデルケースによる試算②

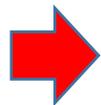
第1回運営協議会における説明内容

① 改定後の賦課方式について



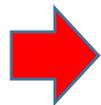
- ・県は、子ども・子育て支援金分に係る事業費納付金の算定方法について、介護分と同様に2方式（所得割・均等割）とする対応案を示していることから、本市においても賦課方式を2方式とする。

② 改定後の税額（調定額）について



- ・県が示す加入者一人あたりの負担額は、令和8年度3,000円（年額）、令和9年度3,600円、令和10年度4,800円と見込まれている。このため、本市の税額（調定額）についても、政府が示す見込み額に応じて各年度で増額することとする。

③ 改定後の賦課割合について



- ・静岡県国民健康保険運営方針に示されている応能・応益割合を目安として、税率（税額）の改定を行う。

改定にかかる条件

- ・ 政府の指針に基づき、令和8年度から令和10年度までの**3段階**で引き上げを実施する。
- ・ 被保険者数については、令和8年度子ども子育て支援分納付金仮算定における被保険者数9,127人とし、市全体の調定額を見込む。
- ・ 賦課限度額は現時点では未確定であるため、試算にあたっては**2万円**として算出する。

政府が示す子ども・子育て支援金の金額目安

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
一人あたりの税額 (前年度比)	3,000円 (+3,000円)	3,600円 (+600円)	4,800円 (+1,200円)
市全体の調定額	28,500,000円	33,552,000円	44,169,600円

令和8年度事業費納付金（子ども・子育て支援金分）見込み額

※令和8年度事業費納付金仮算定結果より

被保険者数	9,127人
一人あたりの年税額	3,636円
市全体の調定額（納付金額）	33,182,881円

納付金仮算定時点における令和8年度標準保険料率（子ども・子育て支援金分）

所得割率	0.27%
均等割額	1,768円

改定案（A・B案）

A案

令和8年度	税額（子ども・子育て分）	応能応益割合
所得割率	0.26%	54.76
均等割額	1,800円	45.24

B案

令和8年度	税額（子ども・子育て分）	応能応益割合
所得割率	0.25%	52.44
均等割額	1,900円	47.56

概要

	概要	特徴
A案	<ul style="list-style-type: none"> 所得割率 0.26% 均等割額 1,800円 一人あたりの年税額 3,412円 市全体の調定額31,141,950円 	<ul style="list-style-type: none"> 仮算定時点の標準的保険料率に概ね整合する所得割率および均等割額である。 B案と比較して、均等割額が低いことにより、低所得者の負担が軽減される。
B案	<ul style="list-style-type: none"> 所得割率 0.25% 均等割額 1,900円 一人あたりの年税額 3,427円 市全体の調定額31,281,600円 	<ul style="list-style-type: none"> 均等割額がA案より100円高いことにより、A案より安定した収納が期待できる。 A案と比較して、所得割率が低いことにより高所得者の被保険者の負担が軽減される。

モデルケースによる試算①

ケース1 40代夫婦2人と10代子ども2人の世帯

	年齢	収入額	課税標準額
		総所得	
世帯主 (営業)	48	2,000,000円	1,570,000円
妻 (給与)	46	1,200,000円 550,000円	120,000円
子	19	0円	0円
子	15	0円	0円
合計			1,690,000円

所得 世帯主：営業所得200万円
妻：給与収入120万円→給与所得55万円

軽減判定 なし

課税標準額 世帯主：200万円－43万円（基礎控除）＝157万円
妻：55万円－43万円＝12万円
子ども2人：0円
世帯の課税標準額：169万円

A案

	医療保険分	後期 支援金分	介護保険分	子ども・ 子育て分
所得割額	169万円 ×5.9% =99,710円	169万円 ×2.1% =35,490円	169万円 ×1.8% =30,420円	169万円 ×0.26% =4,394円
均等割額	26,600円 ×4人 =106,400円	9,800円 ×4人 =39,200円	15,300円 ×2人 =30,600円	1,800円×3人 =5,400円
平等割額	21,800円	7,200円	—	—
合計 ※100円未満切捨	227,900円	81,800円	61,000円	9,700円 (一人2,425円)

・年間保険税額 380,400円
・一人あたり 95,100円

B案

	医療保険分	後期 支援金分	介護保険分	子ども・ 子育て分
所得割額	169万円 ×5.9% =99,710円	169万円 ×2.1% =35,490円	169万円 ×1.8% =30,420円	169万円 ×0.25% =4,225円
均等割額	26,600円 ×4人 =106,400円	9,800円 ×4人 =39,200円	15,300円 ×2人 =30,600円	1,900円 ×3人 =5,700円
平等割額	21,800円	7,200円	—	—
合計 ※100円未満切捨	227,900円	81,800円	61,000円	9,900円 (一人2,475円)

・年間保険税額 380,600円
・一人あたり 95,150円

モデルケースによる試算②

ケース2 60代夫婦2人世帯

	年齢	収入額	課税標準額
		総所得	
世帯主	69	2,000,000円	470,000円
		900,000円	
妻	66	1,000,000円	0円
		0円	
合計			470,000円

所得 世帯主：年金収入200万円→年金所得90万円
妻：年金収入100万円→年金所得0万円

軽減判定 5割軽減

課税標準額 世帯主：90万円－43万円（基礎控除）＝47万円
妻：0円

世帯の課税標準額：47万円

A案

	医療保険分	後期支援金分	介護保険分	子ども・子育て分
所得割額	47万円 × 5.9% =27,730円	47万円 × 2.1% =9,870円	—	47万円 × 0.26% =1,222円
均等割額	(26,600円 × 2) × 0.5 =26,600円	(9,800円 × 2) × 0.5 =9,800円	—	(1,800円 × 2) × 0.5 =1,800円
平等割額	21,800円 × 0.5 = 10,900円	7,200円 × 0.5 = 3,600円	—	—
合計 ※100円未満切捨	65,200円	23,200円	0円	3,000円 (一人1,500円)

・年間保険税額 91,400円
・一人あたり 45,700円

B案

	医療保険分	後期支援金分	介護保険分	子ども・子育て分
所得割額	47万円 × 5.9% =27,730円	47万円 × 2.1% =9,870円	—	47万円 × 0.25% =1,175円
均等割額	(26,600円 × 2) × 0.5 =26,600円	(9,800円 × 2) × 0.5 =9,800円	—	(1,900円 × 2) × 0.5 =1,900円
平等割額	21,800円 × 0.5 = 10,900円	7,200円 × 0.5 = 3,600円	—	—
合計 ※100円未満切捨	65,200円	23,200円	0円	3,000円 (一人1,500円)

・年間保険税額 91,400円
・一人あたり 45,700円